



IFRS[®]
Sustainability

2025 年 7 月

公開草案

IFRS[®]サステナビリティ開示基準

「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正 案に関する結論の根拠

コメント期限：2025 年 11 月 30 日

国際サステナビリティ基準審議会



ISSB/ED/2025/2

結論の根拠

「IFRS S2 号の適用に関する
産業別ガイダンス」の修正案

Exposure Draft ISSB/ED/2025/2/BC is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB).

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the Foundation expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2025 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or by visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation has trade marks registered around the world including ‘FSA®’, the ‘Hexagon Device’ logo®, ‘IAS®’, ‘IASB®’, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the ‘IFRS®’ logo, ‘IFRS for SMEs®’, ‘ISSB®’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards Foundation®’, ‘IFRS Foundation®’, ‘NIIF®’, ‘SASB®’, ‘SIC®’, ‘SICS®’, and ‘Sustainable Industry Classification System®’. Further details of the IFRS Foundation’s trade marks are available from the IFRS Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

結論の根拠

「IFRS S2 号の適用に関する
産業別ガイダンス」の修正案

公開草案 ISSB/ED/2025/2/BC は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表したものである。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、ISSB 及び当財団は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、明白に拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

©IFRS 財団 2025

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

ISSB の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本書に含まれる公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会の承認は受けていない。日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘FSA®’、Hexagon Device® ロゴ、‘IAS®’、‘IASB®’、‘IFRIC®’、‘IFRS®’、IFRS® ロゴ、‘IFRS for SMEs®’、‘ISSB®’、‘International Accounting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards Foundation®’、‘IFRS Foundation®’、‘NIIF®’、‘SASB®’、‘SIC®’、‘SICS®’ 及び ‘Sustainable Industry Classification System®’ がある。IFRS 財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて IFRS 財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目 次

	項番号
「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正案に関する結論の根拠	
背景	BC1
「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正案	BC7
結果的修正の提案	BC7
IFRS S2 号の産業別ガイダンスを更新する便益	BC11
発効日	BC15
今後の予定	BC17

「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正案に関する結論の根拠

本「結論の根拠」は、公開草案『IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正（2025 年 7 月公表）に付随するものであるが、その一部ではない。

背景

- BC1 IFRS S2 号「気候関連開示」は、企業が IFRS S2 号における開示要求を満たすことを支援するため、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」（IFRS S2 号の産業別ガイダンス）を参照している。このガイダンスは、追加的な要求事項を設けるものではない。具体的には、IFRS S2 号の産業別ガイダンスは、ある産業における、特定のビジネス・モデル、活動又は産業への参加を特徴づけるその他の共通の特徴に関連する気候関連のリスク及び機会に関する情報を識別及び開示をする方法を提案している。企業は、ガイダンスを適用する必要はない。しかし、IFRS S2 号を適用するにあたって、企業は、IFRS S2 号第 12 項及び第 32 項に従って、産業別ガイダンスで示された情報の適用可能性を参照し、考慮することが要求される。
- BC2 IFRS S2 号の産業別ガイダンスは、「SASB スタンダード」から派生したものである。国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、2 つの資料間の整合性を維持するために、IFRS S2 号を公表する際に「SASB スタンダード」の気候関連の内容を修正した。したがって IFRS S2 号の産業別ガイダンスは、「SASB スタンダード」の気候関連の内容とほぼ同一である¹。
- BC3 2024 から 2026 年の作業計画の一環として、ISSB は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及び IFRS S2 号を適用する企業に対して適時の支援をするために、「SASB スタンダード」を向上させる。ISSB は、気候関連の内容の向上を考慮することを含め、「SASB スタンダード」を向上させる包括的なアプローチを採っている。
- BC4 ISSB は、2024 年 7 月の ISSB 会議において「SASB スタンダード」を向上させるプロジェクトを承認した。2024 年 12 月及び 2025 年 3 月の ISSB 会議において、ISSB は、潜在的な向上に関する予備的なフィードバック、「SASB スタンダード」の修正案の公開草案を開発するアプローチ、及び「SASB スタンダード」の気候関連の内容と IFRS S2 号の産業別ガイダンスとの間の整合性を維持することの便益について議論した。2025 年 6 月の ISSB 会議において、ISSB は次のことを決定した。
- (a) SASB 公開草案を承認する。
 - (b) 「SASB スタンダード」を修正するにあたって、IFRS S2 号の産業別ガイダンスに対して結果的修正を行い、これらの資料の整合性を維持することを提案する。
- BC5 SASB 公開草案は、ISSB が優先して包括的な見直しを行うことにした 9 つの「SASB スタンダード」（優先産業）の修正案を示している²。
- (a) 「石炭事業」
 - (b) 「工事用資材」
 - (c) 「鉄鋼製造業者」

¹ 「SASB スタンダード」における気候関連の内容は、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」と同一であるが、「SASB スタンダード」には、ファイナンス・エミッションのトピック（IFRS S2 号の「付録 B」における適用ガイダンスに含まれている。）も含まれている。

² ISSB は、「SASB スタンダード」の向上に関するプロジェクトの第一段階において、合計 12 の「SASB スタンダード」を優先順位が高いものとした。ISSB は、2025 年末までに、優先順位が高い残りの 3 つの「SASB スタンダード」について、修正案の公開草案を公表することを見込んでいる。

- (d) 「金属及び鉱業」
- (e) 「石油及びガス—探査及び生産」
- (f) 「石油及びガス—中流」
- (g) 「石油及びガス—精製及びマーケティング」
- (h) 「石油及びガス—サービス」
- (i) 「加工食品」

BC6 SASB 公開草案はまた、適切である場合には、異なる「SASB スタンダード」における同じトピックについて一貫した開示を維持するために、他の 41 の「SASB スタンダード」に対して「的を絞った修正」を提案している。的を絞った修正案は、他の「SASB スタンダード」で頻出している指標に影響を与える 9 つの優先産業への修正案がもたらしたものである。

「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正案

結果的修正の提案

- BC7 77 のうち 68 の「SASB スタンダード」は、同じ産業名が付されている、対応する IFRS S2 号の産業別ガイダンスの巻を有している。これらのガイダンスの巻には、「SASB スタンダード」のうち ISSB が気候に関連すると判断したトピック及び指標が含まれている。開示トピックのタイトル及びトピック・サマリー、指標のタイトル及び指標コード、並びに気候関連の内容の詳細な「技術的プロトコル」は、現在、「SASB スタンダード」と IFRS S2 号産業別ガイダンスで同一である。
- BC8 公開草案「『IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」（「公開草案」）において、ISSB は、IFRS S2 号の産業別ガイダンスと「SASB スタンダード」の気候関連の内容との間の整合性を維持するために、「SASB スタンダード」の気候関連の内容を修正するにあたって、IFRS S2 号の産業別ガイダンスに結果的修正を行うことを提案している。本公開草案の修正案（SASB 公開草案の提案から生じるもの）は、46 産業（すなわち、9 の優先産業及び 37 の追加的な産業に関連する産業別ガイダンスの巻）の開示トピック及び指標に影響を与えることになる。優先産業における気候関連の内容は包括的に見直されている一方で、追加の 37 巻の的を絞った修正は次に開示トピックに焦点を当てている。
- (a) 温室効果ガス排出量
 - (b) エネルギー管理
 - (c) 水管理
- BC9 本公開草案の「付録 A」は、IFRS S2 号の産業別ガイダンスにおける指標のうち、SASB 公開草案の修正案により影響を受けるものの完全なリストを含んでいる。これらの指標は、SASB 公開草案の指標コードに対応する指標コードが示されている。
- BC10 本公開草案は、結果的修正の提案を行うかどうかに焦点を当てている。SASB 公開草案は、「SASB スタンダード」を向上させるプロジェクトの一環として、ISSB が提案する産業の説明、トピック及び関連する指標に対する具体的な修正を示している。

IFRS S2 号の産業別ガイダンスを更新する便益

- BC11 ISSB は、IFRS S2 号を公表する際に、2 つの資料間の整合性を維持するため、「SASB スタンダード」の気候関連の内容に対して結果的修正を行った。ISSB がこの決定を行った根拠は、次のとおりである。

- (a) 「SASB スタンダード」と IFRS S2 号の産業別ガイダンスにおいて、同じ指標に複数のバージョンが存在することは、サステナビリティ開示の概観を簡素化するという ISSB の目的に反しており、混乱を生じさせる可能性がある。
 - (b) 不整合は作成者に対してコストの増加を生じさせている可能性がある。例えば、「IFRS サステナビリティ開示基準」の適用に備えて「SASB スタンダード」を導入している企業は、これらに差異がある場合、気候関連の移行に際して開示の変更が必要になる可能性がある。
 - (c) 「SASB スタンダード」を単独で使用する作成者の気候関連開示と、IFRS S2 号を適用する作成者の気候関連開示との間の比較可能性の欠如により、不整合が開示の利用者にネガティブな影響を与える可能性がある。
- BC12 ISSB は、「SASB スタンダード」を向上させるプロジェクトの範囲を決定する際に、潜在的な向上を評価する全体的なアプローチを採用することを決定した。調査を実施し利害関係者と対話する中で、ISSB は、「SASB スタンダード」の開示トピック及び指標を向上させる機会を見出した。
- (a) 「SASB スタンダード」を更新し、企業が自社の産業において直面するサステナビリティ関連のリスク及び機会の進化を反映させる。
 - (b) 投資家に対する開示の意思決定の有用性、及び作成者に対する費用対効果を向上させる。
 - (c) 国際的な適用可能性を向上させる。
 - (d) 「SASB スタンダード」の内容並びに IFRS S1 号及び IFRS S2 号との間のつながりを向上させる（例えば、IFRS S2 号の要求事項と重複するが同一ではない詳細なガイダンスを削除し、IFRS S2 号への相互参照に置き換える。）。
 - (e) 他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用性及び整合性を向上させる。
- BC13 多くの作成者は IFRS S2 号を適用する過程にあり、したがって、IFRS S2 号の産業別ガイダンスを参照し考慮しているため、ISSB は、いかなる修正の便益も、作成者に対する潜在的なコスト及び混乱に対して評価されるべきであることに留意した。ISSB は、「SASB スタンダード」と IFRS S2 号の産業別ガイダンスとの間の整合性を維持することに加え、潜在的なコスト又は混乱を上回る結果的修正を追求する他の便益があると判断した。例えば、次のものがある。
- (a) IFRS S2 号の産業別ガイダンスの向上は、IFRS S2 号の導入及び適用を支援することになる。
 - (b) IFRS S2 号の産業別ガイダンスの向上の多くは、IFRS S2 号へのつながりの強化に関わるものであり、これは多くの便益をもたらす可能性がある。この便益には、これらの資料の間のつながりの明瞭性の改善、ガイダンスを作成者に対してより費用対効果の高いものにすること、及び利用者に対する高品質な情報の提供の支援がある。
- BC14 ISSB はまた、本修正の発効日を設定することにより、IFRS S2 号を現在適用している企業が IFRS S2 号の産業別ガイダンスの未修正のバージョンをその日まで引き続き使用できるようにし、混乱のリスクを軽減させることができることに留意した。これにより、IFRS S2 号を適用している企業や、ISSB 基準を導入又はその他の方法で使用している法域に対して、混乱のリスクを軽減させることができる。

発効日

- BC15 ISSB は、発効日を修正の公表後 12 か月から 18 か月の間に設定したうえで、早期適用を容認することを提案している。これは次の理由による。
- (a) ISSB は、SASB 公開草案における「SASB スタンダード」の修正案と同じ発効日を提案している。また ISSB は、IFRS S2 号の産業別ガイダンスの修正案の発効日は、気候関連の内容における整合性を長期にわたって確実にするために、「SASB スタンダード」の修正と同一であるべきという見解を有している。

「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正案に関する結論の根拠

- (b) 多くの作成者は、すでに IFRS S2 号の産業別ガイダンスを適用しているか、または IFRS S2 号の適用の一環として IFRS S2 号の産業別ガイダンスの適用の過程にあり、ガイダンスの変更に備える時間が必要である。本修正が最終化後に発効するまで 12 か月から 18 か月の期間を容認することで、作成者は修正前のガイダンスを使用して IFRS S2 号の適用を継続することが可能となり、混乱のリスクを軽減することができる。
- (c) 優先産業に対する修正案は広範に及ぶため、作成者は内部統制及びプロセスを調整する時間が必要になる可能性がある。
- (d) IFRS S2 号の産業別ガイダンスを参照する法域（IFRS S2 号の産業別ガイダンスの翻訳版を参照する法域を含む。）は、修正により自国の法域で必要となる変更を行う時間が必要である。
- (e) 早期適用の選択肢により、作成者は修正された IFRS S2 号の産業別ガイダンスを公表時から使用することが認められることになり、情報の作成者及び利用者は、本ガイダンスの向上から便益を得ることができる。

BC16 ISSB は、提案された発効日に対するフィードバックを含む、修正案に関して寄せられたフィードバックを検討後、修正の発効日を決定する予定である。

今後の予定

BC17 IFRS S2 号の産業別ガイダンスの修正は、本公開草案に関して寄せられたコメントにより情報を得ることになる。



IFRS[®]

Foundation

Columbus Building
7 Westferry Circus
Canary Wharf
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**

Email **customerservices@ifrs.org**

ifrs.org

The IFRS Foundation has trade marks registered around the world, including 'FSA[®]', 'IASB[®]', 'IFRS[®]', 'International Financial Reporting Standards[®]', 'ISSB[®]', and 'SASB[®]'.
For a full list of our registered trade marks, visit www.ifrs.org.